

介護事業所等に対するサービス継続支援事業Q&A

No.	分類	質問内容	回答
1	補助対象事業所	介護予防サービスは補助対象になりますか。	補助対象になりません。
2	補助対象事業所	介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）は補助対象になりますか。	補助対象になりません。
3	補助対象事業所	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は、補助対象になりますか。	補助対象になります。 ただし、令和7年9月以降から申請時点までに介護保険の利用者がいない場合は、介護サービスの提供実績がないものと判断し、補助対象になりません。
4	補助対象事業所	休止中の施設・事業所は補助対象になりますか。	休止中の施設・事業所は補助対象になりませんが、申請時点で再開している場合は補助対象になります。
5	補助対象事業所	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象になりますか。	補助対象になります。 なお、1事業所あたりの補助上限額は20万円です。
6	補助対象事業所	例えば同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合など、同じ所在地に複数のサービス事業所がある場合、それぞれが補助対象になるのですか。	指定サービス毎に、それぞれの事業所が補助対象になります。 なお、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、1つの事業所として補助対象になります。
7	補助対象事業所	例えば介護老人福祉施設が通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助の対象になりますか。	施設に対する補助と事業所に対する補助、それぞれが対象になります。
8	施設規模	施設の定員数はいつの時点を基準としますか。	令和7年4月1日を基準とします。
9	施設規模	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象になりますか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象になりません。 なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象にはなりません。
10	施設規模	訪問介護事業所の1月あたり延べ訪問回数はいつの時点を基準としますか。	令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分の平均値により判断します。
11	施設規模	通所介護事業所の1月あたり延べ利用者数はいつの時点を基準としますか。	令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分の平均値により判断します。
12	施設規模	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれますか。	補助対象に含まれません。
13	施設規模	訪問介護や通所介護の事業実績について、県はどのように確認するのですか。	厚生労働省から提供されるデータにより確認します。 事業所の認識と相違がある場合は、請求データ等を提出していただき判断します。
14	施設規模	定員数、訪問介護や通所介護の事業実績がわからない場合はどうすればよいですか。	法人（本部）にてお知りになりたい①事業所の名称、②情報の種類（定員数、事業実績等）をまとめた上で、メールにてお問い合わせください。 servicekeizoku-kaigo@pref.miyagi.lg.jp

15	補助対象事業所	令和7年10月以降に開設した事業所は対象に含まれますか。	対象に含まれます。その場合、訪問介護や通所介護の事業実績については、開設後から申請時までの報酬請求実績等を提出していただき判断します。
16	補助金額	補助金額はいくらですか。	申請マニュアルp.5の別表1、2を参照してください。
17	補助対象経費	介護サービスを円滑に継続するための対応の例示として、「燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費」とありますが、いつまでの経費が対象になりますか。	期限の定めはありませんが、交付決定後から事業完了報告期限（令和8年10月30日）までに完了（購入）していただく必要があります。
18	補助対象経費	災害備蓄等への対応の例示として、ローリングストックの初期費用とありますが、消耗品等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいですか。	平時に使用しても問題ありません。 なお、消耗品等の補充については、日々の運営費の中で購入するものであるため、追加で補助金を交付することできません。
19	補助対象経費	過去に購入したものは補助対象になりますか。	補助金交付決定前に購入したものは、補助対象になりません。
20	補助対象経費	購入する物品等の上限額はありますか。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が30万円以上となる物品等は補助対象外です。 なお、複数の物品を組み合わせると30万円以上となる場合は、補助上限額の範囲で対象となります。
21	申請方法	「光熱水費」や「燃料費」の支出内容の根拠となる資料はどのようなものを提出すればよいですか。	「光熱水費」や「燃料費」の場合、以下のような申請を想定しています。 ・科目は「需用費」 ・用途・品目・数量等は「燃料費(光熱費)×(掛ける)●か月分」 ・所要額は、直近1か月分のガソリン代(光熱費)×(掛ける)●か月分で計算 ・添付資料（見積書等）としては直近1か月分のガソリン代領収証や検針票など経費の名称や金額が分かる書類を提出
22	申請方法	（別記様式1-2）介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書（事業所単位）の「所要額」について、どの科目に記載すればよいのかわかりません。	科目の該当例は以下のとおりです。 ・需用費：消耗品費、燃料費、食料費など ・備品購入費：上記以外の物品（発電機、ヒーターなど）購入費など ・役務費：有料道路通行料など ・委託料：食事の準備を委託している場合の委託料など なお、使用料及び賃借料は通常該当するものが想定されませんが、判断に迷った場合は、メールにてお問い合わせください。
23	申請方法	事業計画書の用途・品目・数量等の記載について、どの程度具体的に記載すればよいですか。	品目は「備蓄食料品」「ポータブル発電機」等一般的な品目を記載してください。 具体的な商品名や品番等を記載する必要はありません（具体的な商品名や品番を記載した場合、欠品等で当該商品が購入できなくなったときに変更申請が必要となる場合があります）。

24	申請書の書き方	見積書は、例えばスーパーの食品に見積書を求めなければならないのでしょうか。	実施計画を策定する際に必要となる場合は、徴取してください。 燃料費等見積を徴収し難い場合は、添付資料（見積書等）として直近1か月の請求書、領収証等を提出し、直近1か月×●か月分で所要額を計算してください。
25	申請方法	複数事業所の光熱水費等を一括支払している場合（併設事業所等）は、どのように事業所ごとの所要額を計算すればよいのでしょうか。	事業所ごとに合理的な方法で按分計算してください。